

郵便料一覧表

名古屋簡易裁判所

令和7年1月現在

申立書の種類	郵便料	合計額	追加郵便料 ※共通の代理人がある場合は、 追加分の郵便料は不要です。
訴状・少額訴訟・再審	保管金（電子納付等）の 場合	7,000円	※当事者が1人増すごとに2,000円を加える。
	郵便切手の場合	7,700円	(※当事者が1人増すごとに)
	500円 10枚		500円 4枚
	100円 20枚		100円 4枚
	50円 10枚		50円 2枚
	10円 20枚		10円 8枚
		(合計2,580円) を加える。	
控訴状	保管金（電子納付等）の 場合	6,000円	※当事者が1人増すごとに2,000円を加える。
	郵便切手の場合	6,500円	(※当事者が1人増すごとに)
	500円 9枚		500円 4枚
	110円 14枚		110円 4枚
	50円 4枚		20円 5枚
	20円 8枚		10円 6枚
10円 10枚		(合計2,600円) を加える。	
抗告状	保管金（電子納付等）の 場合	4,000円	※当事者が1人増すごとに2,000円を加える。
	郵便切手の場合	4,430円	(※当事者が1人増すごとに)
	500円 6枚		500円 4枚
	110円 10枚		110円 4枚
	50円 2枚		20円 5枚
	20円 5枚		10円 6枚
10円 13枚		(合計2,600円) を加える。	
少額異議	保管金（電子納付等）の 場合	5,450円	※当事者が1人増すごとに2,440円を加える。
	郵便切手の場合	5,450円	(※当事者が1人増すごとに)
	500円 8枚		500円 4枚
	100円 10枚		100円 4枚
	50円 5枚		10円 4枚
10円 20枚		(合計2,440円) を加える。	
少額訴訟債権執行	郵便切手	3,320円	債務者が1人増すごとに
	500円 5枚		500円 2枚
	100円 6枚		100円 2枚
	50円 2枚		10円 2枚
	10円 12枚		(合計1,220円) を加える。
			第三債務者が1人増すごとに
			500円 3枚
			100円 3枚
			50円 2枚
			10円 9枚
		(合計1,990円) を加える。	

調停(特定調停を除く) ★特定調停は、調停受付係にお尋ねください。	保管金(電子納付等)の場合	3,000円	※当事者が1人増すごとに1,500円を加える。
	郵便切手の場合	3,200円	当事者が1人増すごとに
	500円 2枚		500円 1枚
	100円 20枚		100円 10枚
	10円 20枚		10円 10枚
			(合計1,600円)を加える。
支払督促 ★申立書が16枚以上の場合や、申立後の手続における費用等の詳細は、支払督促係にお尋ねください。	保管金(電子納付等)の場合	7,000円	
	郵便切手の場合		
	申立書の枚数が7枚以下の場合 1,220円(500円2枚、110円2枚)×債務者の人数 110円×3枚 申立書の枚数が8枚以上15枚以下の場合 1,290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)×債務者の人数 110円×3枚		
送達を要する雑事件(移送・強制執行停止申立て等)	1,220円×当事者の人数分の郵便料が必要となる場合もありますので、詳細については担当係まで個別にお尋ねください。		
公示催告 (手形・小切手等)	郵便切手	2,360円	
	500円 2枚		
	350円 2枚		
	110円 6枚		
即決和解	郵便切手 110円×相手方の人数		申立書の重量が35gを超えるものは、即決和解係にお尋ねください。
意思表示の公示送達	郵便切手 460円 2組	920円	
保全	郵便切手	4,600円	債務者が1人増すごとに
	500円 5枚		1,220円 1組
	110円 10枚		(合計1,220円)を加える。
	100円 5枚		
	50円 5枚		法務局が1か所増すごとに
	20円 10枚		590円 1組
	10円 5枚		530円 1組
			(合計1,120円)を加える。
	第三債務者が1人増すごとに		
	1,290円 1組		
	460円 1組		
	110円 1組		
	(合計1,860円)を加える。		
借地非訟	郵便切手	7,700円	(※当事者が1人増すごとに)
	500円 10枚		500円 4枚
	100円 20枚		100円 4枚
	50円 10枚		50円 2枚
	10円 20枚		10円 8枚
			(合計2,580円)を加える。

※名古屋簡易裁判所の例です。

他の簡易裁判所についてはそれぞれの裁判所にお問い合わせください。

※不足する場合は追加納付を求めることがあります。

手続終了後、未使用の郵便切手等は返還します。

※郵便切手及び収入印紙は、裁判所内で購入できませんので、最寄りの郵便局で購入してください。